

○鎌倉市個人情報保護条例施行規則

令和5年3月30日

規則第57号

鎌倉市個人情報保護条例施行規則（平成5年10月規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び鎌倉市個人情報保護条例（令和4年12月条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び条例において使用する用語の例による。

（取扱事務の届出）

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル簿（単票）（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第3条第1項第8号のその他必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報の収集先及び収集の方法
- (3) 個人情報の収集の時期
- (4) 個人情報の記録の形態
- (5) 個人情報の利用及び提供の方法

3 条例第3条第3項に規定する閲覧は、個人情報の開示等の事務を主管する課等において行うものとする。

（総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者）

第4条 個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる者として、総括保護管理者を置き、個人情報保護に係る事項を担当する副市長をもって充てる。

2 個人情報の適正な維持管理のための必要な措置として、保護管理者を置き、鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月規則第20号）第2条第4号に規定する課長等をもって充てる。

3 保護管理者を補佐するため、保護担当者を置き、保護管理者が所属職員のうちから指名するものとする。

（開示請求の手続）

第5条 法第77条第1項の規定による開示請求は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）又は保有個人情報開示請求書（代理人申請用）（第3号様式）によ

り行うものとする。

2 法第77条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の代理人であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 運転免許証、旅券その他本人であることを確認できる書類で市長が認めた書類
- (2) 代理人による請求の場合は、当該代理人が代理権を有することを証明する書類で市長が認めた書類
(開示決定等の通知)

第6条 法第82条並びに条例第4条第2項及び第5条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 開示をする旨の通知 保有個人情報開示決定通知書（第4号様式）
- (2) 一部開示をする旨の通知 保有個人情報一部開示決定通知書（第5号様式）
- (3) 開示をしない旨の通知 保有個人情報開示全部不承諾決定通知書（第6号様式）
- (4) 個人情報を保有していない旨の通知 保有個人情報不存在決定通知書（第7号様式）
- (5) 開示決定等の期限を延長する旨の通知 保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第8号様式）
- (6) 開示決定等の期限を特例延長する旨の通知 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第9号様式）
(事案の移送の通知)

第7条 法第85条第1項の規定による通知は、他の行政機関の長への保有個人情報開示請求事案移送書（第10号様式）及び開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送書（第11号様式）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、第三者意見照会書(第12号様式)により行うものとする。

2 法第86条第3項(法第107条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(第13号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲

げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複製したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの視聴又は磁気ディスク等に複製したものの交付

（開示の実施）

第10条 法第87条第1項の規定による閲覧又は視聴は、市長が指定する日時及び場所において行わなければならない。

- 2 前項の場合において、閲覧又は視聴をする者は、行政文書等を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。
- 3 市長は、前2項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対しては、当該閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。
- 4 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の開示を受ける者は、下記に定める書類を提示しなければならない。

- (1) 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書
- (2) 第5条第2項第1号に掲げる書類

（訂正及び利用停止の手続）

第11条 法第91条第1項及び第99条第1項の規定による訂正請求及び利用停止請求は、保有個人情報訂正及び利用停止請求書（第14号様式）又は保有個人情報訂正及び利用停止請求書（代理人申請用）（第15号様式）により行うものとする。

- 2 法第91条第2項及び第99条第2項の訂正請求及び利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の代理人であることを示す書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 運転免許証、旅券その他本人であることを確認できる書類で市長が認めた書類
- (2) 代理人による請求の場合は、当該代理人が代理権を有することを証明する書類で市長が認めた書類

（訂正決定等又は利用停止決定等の通知）

第12条 法第93条、条例第7条第2項及び第8条並びに法第101条、条例第9条第2項及び第10条並びに法第97条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止（以下「利用停止等」という。）をする旨の通知 保有個人情報訂正及び利用停止決定通知書（第16号様式）
- (2) 利用停止等をしない旨の通知 保有個人情報の訂正及び利用停止をしない旨の決定通知書（第17号様式）
- (3) 利用停止等決定の期限を延長する旨の通知 保有個人情報訂正及び利用停止決定等期限延長通知書（第18号様式）
- (4) 利用停止等の期限を特例延長する旨の通知 保有個人情報訂正及び利用停止決定等期限特例延長通知書（第19号様式）
- (5) 保有個人情報の利用先又は提供先への通知 保有個人情報訂正等措置通知書（第20号様式）
（事案の移送の通知）

第13条 法第96条第1項の規定による通知は、他の行政機関の長への保有個人情報訂正請求事案移送書（第21号様式）及び訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送書（第22号様式）により行うものとする。

（写しの作成等）

第14条 法第87条第1項の規定による行政文書等又は条例第15条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写しの交付部数は、一の請求につき1部とする。

2 条例第6条第2項に規定する費用は、前納とする。

（諮問の実施）

第15条 条例第11条の規定による諮問は、書面で行うものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書及び第6条に規定する通知書の写し
- (2) 保有個人情報訂正及び利用停止請求書及び第12条に規定する通知書の写し
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第3項の事件記録の写し
- (4) その他審査会が必要と認める書類

（諮問をした旨の通知）

第16条 法第105条第2項の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第23号様式）により行うものとする。

(意見書等の提出)

第17条 条例第12条第3項若しくは第4項又は条例第15条第1項の規定による意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出は、正本及び当該意見書等を送付すべき審査請求人等の数に相当する通数の副本により行わなければならない。

(審査会提出資料等の閲覧)

第18条 条例第15条第2項の規定による意見書等の閲覧の請求は、情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧請求書(第24号様式)により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる通知書により当該請求をした者に通知するものとする。

(1) 請求の全部を認める場合 情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧承諾通知書(第25号様式)

(2) 請求の一部を認める場合 情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書(第26号様式)

(3) 請求の全部を拒む場合 情報公開・個人情報保護審査会提出資料等閲覧全部不承諾通知書(第27号様式)

(審査会への報告事項)

第19条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、審議会に報告しなければならない。

(1) 本人以外から個人情報を取得するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 法令等の規定に基づくとき。

イ 本人の同意に基づくとき。

ウ 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(2) 保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供するに当たり、法第69条第2項第2号から第4号までの規定に該当するとき。

(3) 要配慮個人情報を取り扱うに当たり、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会にて認められた場合に該当しないとき。

(4) オンライン結合により、保有個人情報を提供するとき。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後の個人情報の取扱いについて適用し、施行日前の個人情報の取扱いについては、なお改正前の鎌倉市個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）の例による。
- 3 施行日前に旧規則の規定によりされた手続その他の行為は、新規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則による改正前の帳票で、この規則の施行の際現に使用中のものについては、所要の調整をしてなお当分の間使用することができる。